

「週休2日制工事」実施要領

令和6年4月1日

告示第65号

改正 令和6年7月11日告示第136号

改正 令和6年10月15日告示第180号

改正 令和7年7月11日告示第142号

改正 令和8年3月31日告示第99号

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保及び労働環境の改善を図るため、香美市が発注する建設工事（建築工事を除く。以下同じ。）における土日を休日とする完全週休2日の定着に向けた取組の実施に関し必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項の定めるところによる。

- 2 週休2日制工事 土日を休日とする完全週休2日の定着に向けた取組を行う建設工事をいう。
 - 3 現場施工 第3条に規定する対象期間において、工事の現場で現場事務所の設置及び撤去、測量、伐開、除草、資機材の搬入及び搬出、仮設物の設置及び撤去等の準備作業、仮設工事、本体工事及び後片付けを行うことをいう。
 - 4 現場閉所 巡回パトロール、保守点検その他現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場施工を実施しないことをいう。
 - 5 現場閉所日 1日を通して現場閉所をする日をいう。
 - 6 現場閉所型 第3条に規定する対象期間において、4週8休の現場閉所を行う週休2日制工事の方式をいう。
 - 7 交替制 第3条に規定する対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上又は1週間に2日以上以上の休日の確保を行う週休2日制工事の方式をいう。
 - 8 現場閉所率 第3条に規定する対象期間における現場閉所日数の割合をいう。
 - 9 休日率 第3条に規定する対象期間における現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。
 - 10 通期の週休2日 次の各号に掲げる方式の区分に応じ当該各号に定める状態をいう。
 - (1) 現場閉所型 第3条に規定する対象期間内において、現場閉所率が28.5%以上と認められる状態
 - (2) 交替制 第3条に規定する対象期間内において、休日率が28.5%以上と認められる状態
 - 11 月単位の週休2日 次の各号に掲げる方式の区分に応じ当該各号に定める状態をいう。
 - (1) 現場閉所型 原則として現場閉所日を暦上の土曜日及び日曜日とし、かつ、第3条に規定する対象期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5%以上と認められる状態
 - (2) 交替制 第3条に規定する対象期間内の全ての月において、休日率が28.5%以上と認められる状態
 - 12 週単位の週休2日（完全週休2日） 次の各号に掲げる方式の区分に応じ当該各号に定める状態をいう。
 - (1) 現場閉所型 現場閉所日を暦上の土曜日及び日曜日とし、かつ、第3条に規定する対象期間内の全ての週において、現場閉所率が28.5%以上と認められる状態
 - (2) 交替制 第3条に規定する対象期間内の全ての週において、休日率が28.5%以上と認められる状態（対象期間）
- 第3条 週休2日制工事における対象期間は、次の各号に掲げる方式の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
- (1) 現場閉所型 工事の着手日から完成日までの期間
 - (2) 交替制 技術者及び技能労働者の従事期間
- 2 前項の対象期間には、次の各号に定める期間は含まないものとする。
- (1) 年末年始休暇6日間
 - (2) 夏季休暇3日間
 - (3) 工場において製作のみを実施している期間

(4) 工事の全体を一時的に中止している期間

(5) 発注者があらかじめ設定した期間

3 発注者は、前項第5号の期間を設定する場合は、対象としない作業及び期間を当該週休2日制工事の設計図書に明示するものとする。

(対象工事)

第4条 週休2日制工事の対象は、香美市が発注する建設工事とし、原則として現場閉所型の週休2日制工事として発注を行う。ただし、緊急応急工事その他社会的要請等により早期に工事を完成させる必要のある工事であって、現場閉所を実施することができないものに限り、交替制の週休2日制工事として発注を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建設工事は、週休2日制工事の対象としない。

(1) 予定価格が香美市契約規則（平成18年香美市規則第53号）第30条第1号に定める額を超えないもの

(2) 災害復旧工事

(週休2日制工事の実施方法)

第5条 週休2日制工事は、発注者がその実施を指定し、発注することを原則とする。

2 発注者は、前条に規定する対象工事を発注しようとするときは、別表第1に定める例式により、特記仕様書に現場閉所型の週休2日制工事の対象である旨を明示するものとする。

3 受注者は、交替制又は週単位（完全週休2日）による週休2日制工事の実施を希望する場合は、契約締結後速やかに工事条件変更等確認要求書（様式第1号、様式第2号）を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、前項の要求があった場合には、速やかにその内容を確認し、その結果を受注者に通知するものとする。

5 受注者は、前項の通知があった場合には、速やかに交替制又は週単位（完全週休2日）による週休2日制工事の実施に対応する工程表を作成するものとする。

6 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める施工計画書（以下「施工計画書」という。）を提出するときは、前項に規定する工程表を併せて提出し、週休2日制工事の実施について監督職員と協議するものとする。

7 受注者は、別表第2に定める例式により、週休2日制工事である旨を明示した工事看板等を掲示するものとする。

(現場閉所型の取扱い)

第6条 受注者は、現場閉所日において、巡回パトロール、保守点検その他現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場施工を実施しないよう、現場閉所に努めるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、現場閉所日の振替（予め現場閉所日と定めた日を現場施工を実施する日とし、その代わりに他の現場施工を実施する日を現場閉所日とすることをいう。）をすることができる。

(1) 災害時等の緊急対応のため、現場閉所日に現場施工を実施する必要がある場合

(2) 品質及び安全の管理のため、現場閉所日にやむを得ず現場施工を実施する必要がある場合

(3) 現場施工の予定日において、降雨、降雪等の悪天候により現場施工が困難な場合

3 前項ただし書の規定による現場閉所日の振替は、次の各号に掲げる単位の区分に応じ当該各号に定める期間内において行うものとする。

(1) 月単位 同一个月内

(2) 週単位 同一週内

4 前項の規定にかかわらず、災害その他受注者の責によらない事由により、現場施工を余儀なくされる期間が生じる場合は、現場閉所による週休2日の対象としない期間を発注者と受注者とが協議して定めることができる。

5 受注者は、第2項ただし書の規定により現場閉所日の振替を行う場合は、予め現場閉所日の振替を行う旨及びその理由を電子メールその他連絡手段により発注者に連絡し、その確認を受けるものとする。

6 受注者は、現場閉所日を確保したことが確認できる資料を作成し、発注者に提出するものとする。

7 発注者は、緊急その他やむを得ない事由がある場合を除き、現場閉所日における現場施工の実施に関する指示等を行わないものとする。

(交替制の取扱い)

第7条 受注者は、4週8休以上又は1週間に2日以上以上の休日の確保に努めるものとする。

2 施工計画書には、次に掲げる事項を具体的に記載するものとする。

(1) 技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制

(2) 技術者及び技能労働者の休日の確保状況を証明する方法

- 3 受注者は、別表第3に定める例式により、技術者及び技能労働者が休日を確保したことが確認できる資料を作成し、工事日誌と併せて発注者に提出するものとする。
- 4 発注者は、緊急その他やむを得ない事由がある場合を除き、休日における現場施工の実施に関する指示等を行わないものとする。

(経費等の補正)

第8条 対象工事においては、別表第4に掲げる現場閉所型の月単位の週休2日の経費等を補正したうえで発注するものとし、施工後に現場閉所率を確認するものとする。

- 2 現場閉所率が28.5%に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。
- 3 受注者が、交替制又は週単位の週2日(完全週休2日)による週休2日制工事を実施する場合は、これが達成されたときに交替制又は週単位の週休2日(完全週休2日)の経費等を補正して契約変更を行うものとする。
- 4 現場閉所型に係る経費等の補正は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 月単位の週休2日

- ア 第3条に規定する対象期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5%に満たない月がある場合は、経費等の補正を行わない。
- イ 暦上の土曜日及び日曜日に現場閉所を行った場合において、現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っていた場合に限り、月単位で週休2日を達成したとみなす。
- ウ 第3条に規定する対象期間内に7日未満の月がある場合は、その月の現場閉所率の確認を要しないものとする。この場合において、通期で現場閉所率が28.5%に満たない場合は、経費等の補正を行わない。

(2) 週単位の週休2日(完全週休2日)

- ア 第3条に規定する対象期間内の全ての週において、暦上の土曜日及び日曜日が現場閉所されていることを確認し、現場閉所できていない場合は、経費等の補正を行わない。ただし、第6条第2項ただし書の規定により現場閉所日の振替を行った場合を除く。
- イ 第3条に規定する対象期間内において、現場閉所率が28.5%に満たない場合は、経費等の補正を行わない。
- 5 交替制に係る経費等の補正は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 月単位の週休2日

- ア 第3条に規定する対象期間内の全ての月において、休日率が28.5%に満たない月がある場合は、経費等の補正を行わない。
- イ 暦上の土曜日及び日曜日に休日の確保を行った場合において、休日率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数の割合以上である場合に、月単位で週休2日を達成したとみなす。
- ウ 第3条に規定する対象期間内に7日未満の月がある場合は、その月の休日率の確認を要しないものとする。この場合において、通期で休日率が28.5%に満たない場合は、経費等の補正を行わない。

(2) 週単位の週休2日(完全週休2日)

- ア 第3条に規定する対象期間内の全ての週において、休日率が28.5%に満たない週がある場合は、経費等の補正を行わない。
- イ 第3条に規定する対象期間内に7日未満の週がある場合は、その週の休日率の確認を要しないものとする。この場合において、通期で休日率が28.5%に満たない場合は、経費等の補正を行わない。

(祝日等の取扱い)

第9条 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、現場閉所日又は休日とすることができる。

(アンケート調査等)

第10条 発注者は、週休2日制工事を実施した受注者に対してアンケート調査等を実施することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定によるアンケート調査等が実施されたときは、可能な限りこれに協力するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めのない事項は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以後の「単価適用年月日」を用い積算業務に着手する工事から適用する。

別表第1

第〇条 「週休2日制工事」の実施について（発注者指定型）

本工事は、「週休2日制工事」実施要領における■■■の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。

香美市役所ホームページ（ ）

なお、発注時における労務費等を補正済みであり、現場閉所型・月単位の現場閉所率（交替制・月単位の場合は、休日率）が28.5%に満たない場合又は現場閉所型が交替制に変更になった場合は、該当補正分を減額して契約変更を行うものとする。

備考 1 ■■■には、下記の内容を記入すること。

(1) 週休2日制工事（現場閉所型・月単位）

2 工事着手前において、発注者が週単位の週休2日（完全週休2日）を実施することが適当であると認めた場合は、契約変更時、■■■には、「週休2日制工事（現場閉所型・週単位（完全週休2日）」と記入すること。

3 工事着手前において、発注者が交替制（週単位（完全週休2日））により週休2日制工事を実施することが適当であると認めた場合は、契約変更時、■■■には、「週休2日制工事（交替制（・月単位）」又は「週休2日制工事（交替制・週単位（完全週休2日）」と記入すること。

様式第1号

市長	副市長	総務課長	課長	課長補佐	係長	担当

工事条件変更等確認要求書

年 月 日

香美市長 様

(受注者)

印

建設工事請負契約書第18条第1項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。

1 工事名 (工事番号)	工事
2 工事場所	香美市 町
3 工期	年 月 日 ~ 年 月 日
4 変更事項	建設工事請負契約書第18条第1項第4号による。
	具体的事項 (必要に応じて図面、写真を添付して説明すること) 特記仕様書第 条の規定により、現場閉所型工事 (月単位) とされているところ ですが、・・・(理由を記載する)・・・のため、交替制工事 (月単位) を実施した いので、確認をお願いします。

うえのことについては、次のとおり措置して下さい。

年 月 日

(受注者)

香美市長

印

5 変更事項に対する措置方法 (図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く)
上記事項について適当と認めますので、施工計画書提出時に交替制工事 (月単位) に対応した工程表を監督職員に提出してください。

- 注 1 受注者は、「4 変更事項」までを記入したものを3部作成して監督職員に2部提出する。
 2 監督職員は、記入事項を確認のうえ「5 変更事項に対する措置方法」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し、各々が相手方押印のあるものを1部ずつ保管する。

様式第2号

市長	副市長	総務課長	課長	課長補佐	係長	担当

工事条件変更等確認要求書

年 月 日

香美市長 様

(受注者)

印

建設工事請負契約書第18条第1項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。

1 工事名 (工事番号)	工事
2 工事場所	香美市 町
3 工期	年 月 日 ~ 年 月 日
4 変更事項	建設工事請負契約書第18条第1項第4号による。
	具体的事項 (必要に応じて図面、写真を添付して説明すること) 特記仕様書第 条の規定により、週休2日制工事 (現場閉所型 (・週単位 (完全週休2日)) を実施したいので、確認をお願いします。

うえのことについては、次のとおり措置して下さい。

年 月 日

(受注者)

香美市長

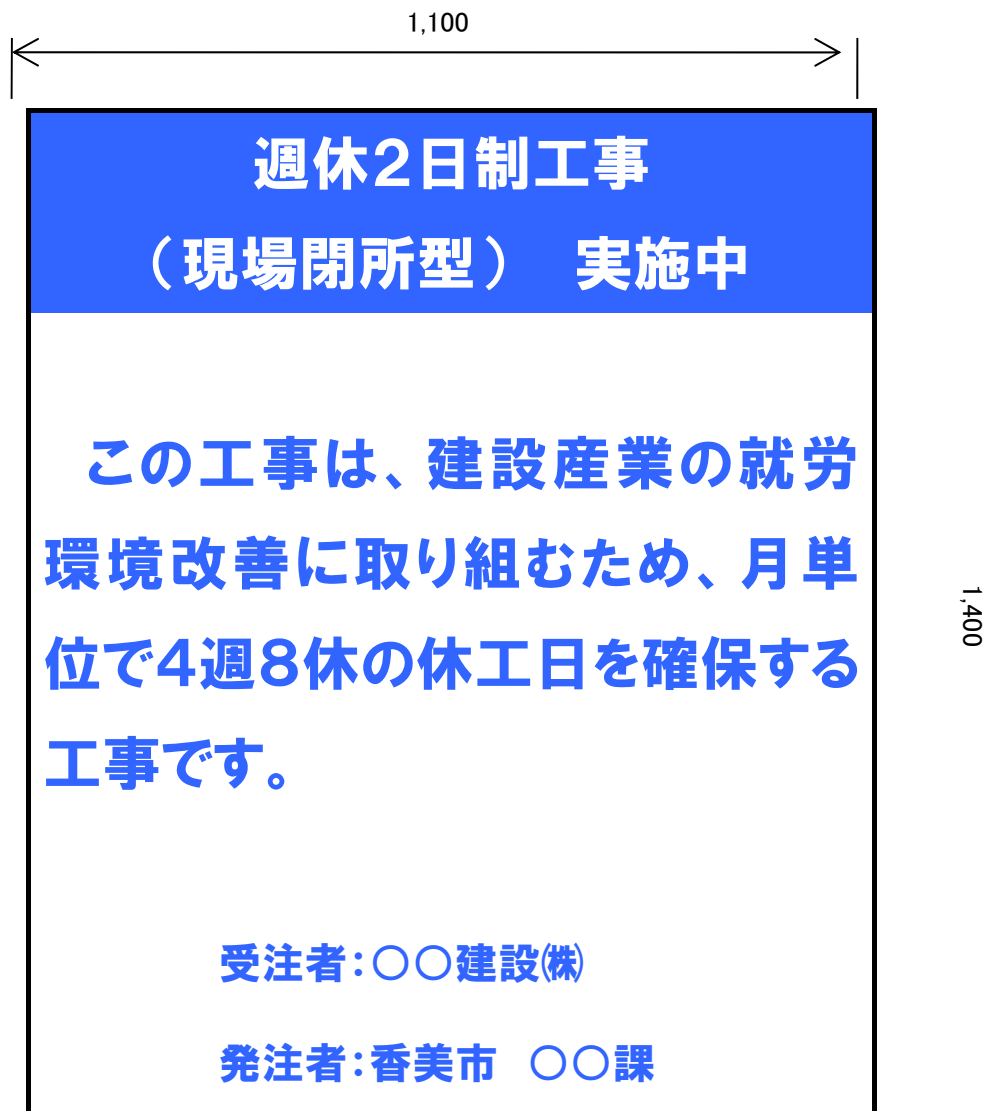
印

5 変更事項に対する措置方法 (図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く)

上記事項について適当と認めますので、施工計画書提出時に週休2日制工事 (現場閉所型 (・週単位 (完全週休2日)) に対応した工程表を監督職員に提出してください。

- 注 1 受注者は、「4 変更事項」までを記入したものを3部作成して監督職員に2部提出する。
 2 監督職員は、記入事項を確認のうえ「5 変更事項に対する措置方法」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し、各々が相手方押印のあるものを1部ずつ保管する。
 3 週休2日制工事 (交替制・週単位 (完全週休2日)) を希望する場合は、週休2日制工事 (現場閉所型 (・週単位 (完全週休2日)) を週休2日制工事 (交替制・週単位 (完全週休2日)) に替えて提出すること。

(掲示例)



- 備考
- 1 受注者は、工事現場の見やすい位置に看板を掲示するものとする。
 - 2 交替制により週休2日制工事を実施する場合は、「週休2日制工事 (交替制)」と表示するとともに、その旨を明示すること。
 - 3 この例は、看板のサイズや文面を指定するものではない。

別表第3

(土木工事)

		現場閉所型		交替制		
		月単位	完全週休2日	月単位	完全週休2日	
労務費※1		1.02	1.02	1.02	1.02	
共通仮設費		1.01	1.02	—	—	
現場管理費		1.02	1.03	1.02	1.03	
市場単価 土木工事標準積算基準	鉄筋工	1.02	1.02	1.02	1.02	
	ガス圧接工	1.01	1.01	1.01	1.01	
	インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
	防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
	防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01	1.01	1.01
	道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
		撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
	道路附属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
	法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
	吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
	鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01	1.01	1.01
	道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
	公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
	橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
	グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01	
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01	

(土木工事)

		現場閉所型		交替制		
		月単位	完全週休2日	月単位	完全週休2日	
土木 工事 標準 単価	区画線工	1.02	1.02	1.02	1.02	
	高視認性区画線工	1.02	1.02	1.02	1.02	
	橋梁塗装工	1.01	1.01	1.01	1.01	
	構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
		人力	1.02	1.02	1.02	1.02
	コンクリートブロック積工	1.02	1.02	1.02	1.02	
	排水構造物工	1.02	1.02	1.02	1.02	
	鋼製排水溝設置工	1.02	1.02	1.02	1.02	
	表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
		高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
	表面含侵工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
		高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
	連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
		高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
	剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
		高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
	漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
		高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
	防草シート設置工	1.01	1.01	1.01	1.01	
	紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
		高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
	塗膜除去工	1.02	1.02	1.02	1.02	
	バキュームブラスト工	1.01	1.01	1.01	1.01	
	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
	仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)	1.02	1.02	1.02	1.02	
機械式継手工	1.02	1.02	1.02	1.02		
抵抗板付鋼製基礎工	1.01	1.01	1.01	1.01		
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	1.01	1.01	1.01	1.01		
FRP製格子状パネル設置工	1.00	1.00	1.00	1.00		

(土木工事)

	現場閉所型		交替制	
	月単位	完全週休2日	月単位	完全週休2日
侵食防止用植生マット工（養生マット工）	1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工	1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工	1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工	1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工	1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02

- 備考 1 週休2日の補正対象は、公共工事設計労務単価（51職種）、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工、船団長及び潜水世話役とし、それ以外の労務単価については補正対象外とする。また、工場製作等に係る労務費についても、補正の対象外とする。
- 2 4週8休以上又は1週間に2日間以上の休日の確保とは、現場閉所率又は休日率が28.5%以上の状態をいう。
- 3 現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間内の日数×100（％）
休日率＝対象期間内の休日総数／対象期間内の総日数×100（％）
※ 小数点第2位を切り捨てる。
※ 休日率は、施工体制台帳上に記載の必要がない場合（建設工事の請負契約に該当しない等）、経費の補正対象でない場合、現場施工が7日未満の場合等は、算出の対象としない。

【参考：公共工事設計労務単価（51職種）】

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員B

